



埼玉県報

第 2 6 4 2 号
平成 26 年 10 月 31 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)

告示

- [職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借に関する落札者等の公示\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県人事行政の運営等の状況の公表\(人事課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [公益事業における争議行為の予告\(勤労者福祉課\)](#)
- [上里幹線土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業島中領地区\(特定農業用管水路等特別対策事業\)計画の決定及び計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分\(建設管理課\)](#)
- [建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分\(建設管理課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道富岡入間線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [一般国道462号の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教科用図書採択地区の設定\(義務教育指導課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)

- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第1419号中訂正\(みどり自然課\)](#)

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十七号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中「免除」を「放棄及び埼玉県債権の適正な管理に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第四号。次条、第二百条第三号及び第二百二条第三項において「条例」という。）第七条の規定による債権の放棄」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（債権の放棄）

第九十四条の二 条例第七条の規定による債権の放棄をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺書に、必要と認められる参考資料を添えて部長の決裁を受けなければならない。

一 債権の名称

二 債務者の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

三 債権金額

四 債権を放棄しようとする理由

五 債権の発生及び徴収に係る履歴

六 その他必要な事項

第九十五条第二項中「前条」を「第九十四条」に改める。

第二百条に次の一号及び一項を加える。

三 条例第七条の規定による債権の放棄をすること。

2 前項第三号に掲げるもののうち、軽易なものについては、財政課長に合議することにより企画財政部長への合議を省略することができる。

第二百二条に次の一項を加える。

3 債権管理者は、条例第七条の規定による債権の放棄がなされたときは、債権管理簿にその旨を記載しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千四百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年9月5日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

277,332,332円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年7月22日

告 示

埼玉県告示第千四百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

N P O 法 人 E D O S T A T E I N D I G E N E S A S S O C I A T I O
N J A P A N

三 代表者の氏名

ジョーンズ ケビンアタラー

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市差間一丁目十番十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国内外のナイジェリア人（特に、エド州出身）に対し、教育、日本における生活上の情報交換・助言、支援等に関する事業を行い、在日及び在外ナイジェリア人の生活レベル及び社会的地位の向上を図り、日本人との共存、共栄できる平和で豊かな社会の実現に寄与するとともに、ナイジェリア・日本両国の相互理解と文化交流及び国際関係の推進・発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人てあしの会

三 代表者の氏名

田中 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市大字新久八百十九番地十一

五 定款に記載された目的

この法人は高齢者・身体・精神障害者などハンディキャップを持つ人及びその家族に対し、日々の生活の手助けを行い、快適で、安寧な暮らしに寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百三十一号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（平成25年度）（単位：人）

職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期满了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	553	220	86	102	6	74		2		490
研究職	18	12	3	6	2	1				24
医療職	62	20	9	29		5				63
技能労務職	19	36	10	2	1	5				54
教育職	2,630	1,148	463	170	27	679	1	5		2,493
警察職	502	123	172	195	6	4		2		502
企業職	269	30	11	127	1	12				181
合計 (構成比)	4,053	1,589 (41.7%)	754 (19.8%)	631 (16.6%)	43 (1.1%)	780 (20.5%)	1 (0.0%)	9 (0.2%)	0 (0.0%)	3,807 (100.0%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事、社会教育主事及び高等看護学院の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)、病院医療職給料表(三)及び下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（平成25年度）

<知事等>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	56	151	130	72	41	22	10	6
研究職	5	6	9	2	1	1		
医療職	8	13	9	2	2	1		
技能労務職								
教育職								
企業職	73	45	25	20	3	4	3	
合計 (構成比)	142 (19.9%)	215 (30.1%)	173 (24.2%)	96 (13.4%)	47 (6.6%)	28 (3.9%)	13 (1.8%)	6

(注) 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	53	74	129	12	13	9	2	3
医療職	10	2						
技能労務職								
教育職		1	3					
合計 (構成比)	63 (20.5%)	77 (25.0%)	132 (42.9%)	12 (3.9%)	13 (4.2%)	9 (2.9%)	2 (0.6%)	3

(単位：人)

区分	昇任				
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職(教員)	182	279	12	218	
合計 (構成比)	182 (26.3%)	279 (40.4%)	12 (1.7%)	218 (31.5%)	0

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
一般行政職	29	11	6	2	1	
研究職	1			1	1	
技能労務職						
警察職	383	234	67	32	20	2
合計 (構成比)	413 (52.4%)	245 (31.1%)	73 (9.3%)	35 (4.4%)	22 (2.8%)	2

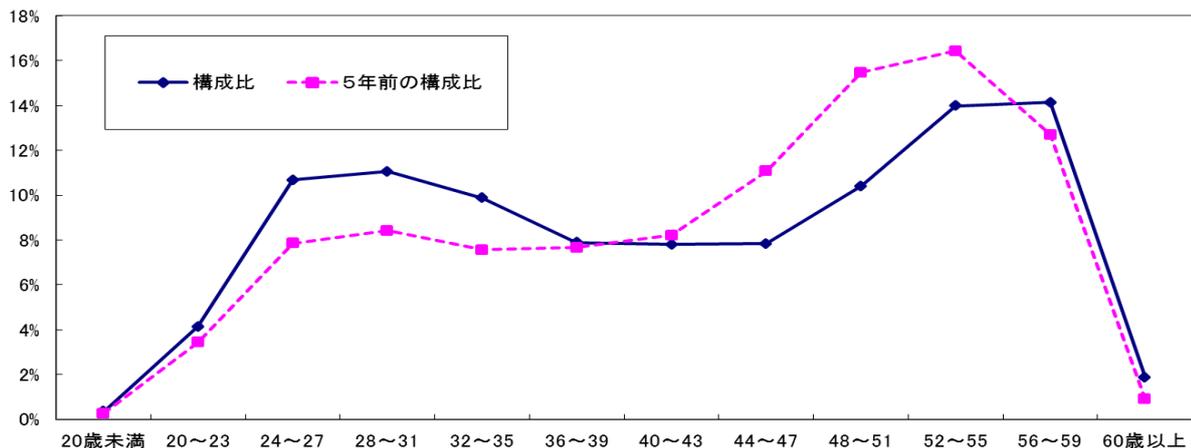
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	65	65	0	
	総務	1,148	1,142	▲6	県民案内業務の民間委託など
	税務	590	577	▲13	市町村支援体制の重点化など
	民生	1,013	1,024	+11	児童相談所の体制強化など
	衛生	1,262	1,265	+3	救急・周産期医療対策の強化など
	商工	310	311	+1	先端産業の研究支援など
	労働	209	202	▲7	再任用短時間職員への振替など
	農林水産	887	866	▲21	課の廃止など
	土木	1,256	1,243	▲13	派遣職員の減など
	小計	6,740	6,695	▲45	
	教育部門	40,823	41,028	+205	臨時的任用から本採用への振替など
	警察部門	12,364	12,504	+140	退職者の補充など
	小計	59,927	60,227	+300	
公営企業部門	病院	2,031	2,080	+49	小児医療センター移転に係る業務増など
	水道	324	324	0	
	下水道	117	118	+1	再任用短時間から一般職員への振替
	その他	80	82	+2	産業団地造成への対応など
	小計	2,552	2,604	+52	
合計		62,479	62,831	+352	

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 223	人 2,601	人 6,712	人 6,944	人 6,199	人 4,951	人 4,899	人 4,919	人 6,534	人 8,785	人 8,880	人 1,184	人 62,831

(5) 職員定数の適切な管理

知事部局の職員定数の管理については、平成26年3月に策定した「埼玉県行財政戦略プログラム」において、不断に執行体制の効率化を図るとともに、社会経済情勢や県民ニーズに応じて真に必要な分野に職員定数を重点的に配分することとしています。

このため、業務改善や事務事業の見直しなどにより、毎年度、定数の1%以上の削減を行い、増員は原則として削減の範囲内で措置することとしています。

なお、企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費
平成25年度	人 7,288,848	千円 1,633,446,137	千円 2,896,150	千円 593,624,445	% 36.3	% 38.7

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

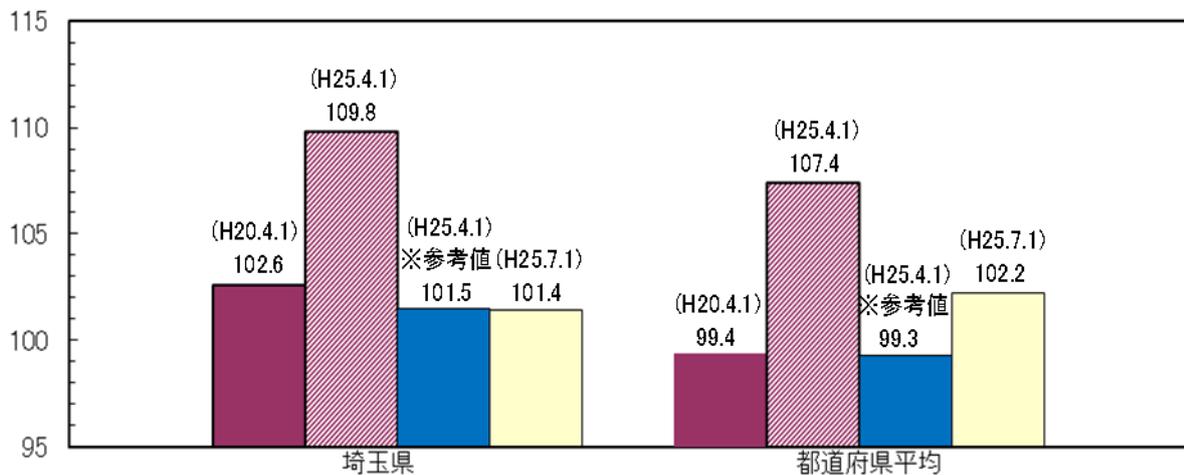
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	人 59,926	千円 261,578,555	千円 59,500,339	千円 102,260,306	千円 423,339,200	千円 7,064

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は総務省地方公務員給与実態調査に基づいたもので、総務省定員管理調査に基づく「1 職員の任免及び職員数に関する状況」の「(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由」の職員数とは異なります。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 「参考値」は、給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与減額措置（平成24年4月1日から平成26年3月31日まで）が無いとした場合の値です。

3 埼玉県は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給与に関する地方交付税等の減額に伴う財政状況に対応するため、職員の給与の減額を行いました。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.6 歳	342,094 円	431,166 円
技能労務職	54.3 歳	351,799 円	405,429 円
高等学校等教育職	45.5 歳	389,079 円	456,007 円
小中学校教育職	42.8 歳	360,672 円	418,890 円
警察職	37.9 歳	323,797 円	460,274 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります（以下(5)、(6)及び(7)に同じ。）。

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(一)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(二)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	178,800 円	191,600 円
	高校卒	144,500 円	155,700 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	158,600 円
	中学卒	131,150 円	139,550 円
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	214,000 円
	高校卒	154,900 円	170,300 円
小中学校教育職	大学卒	199,700 円	214,000 円
警察職	大学卒	207,300 円	221,800 円
	高校卒	179,000 円	187,500 円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたものです（以下(6)に同じ）。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

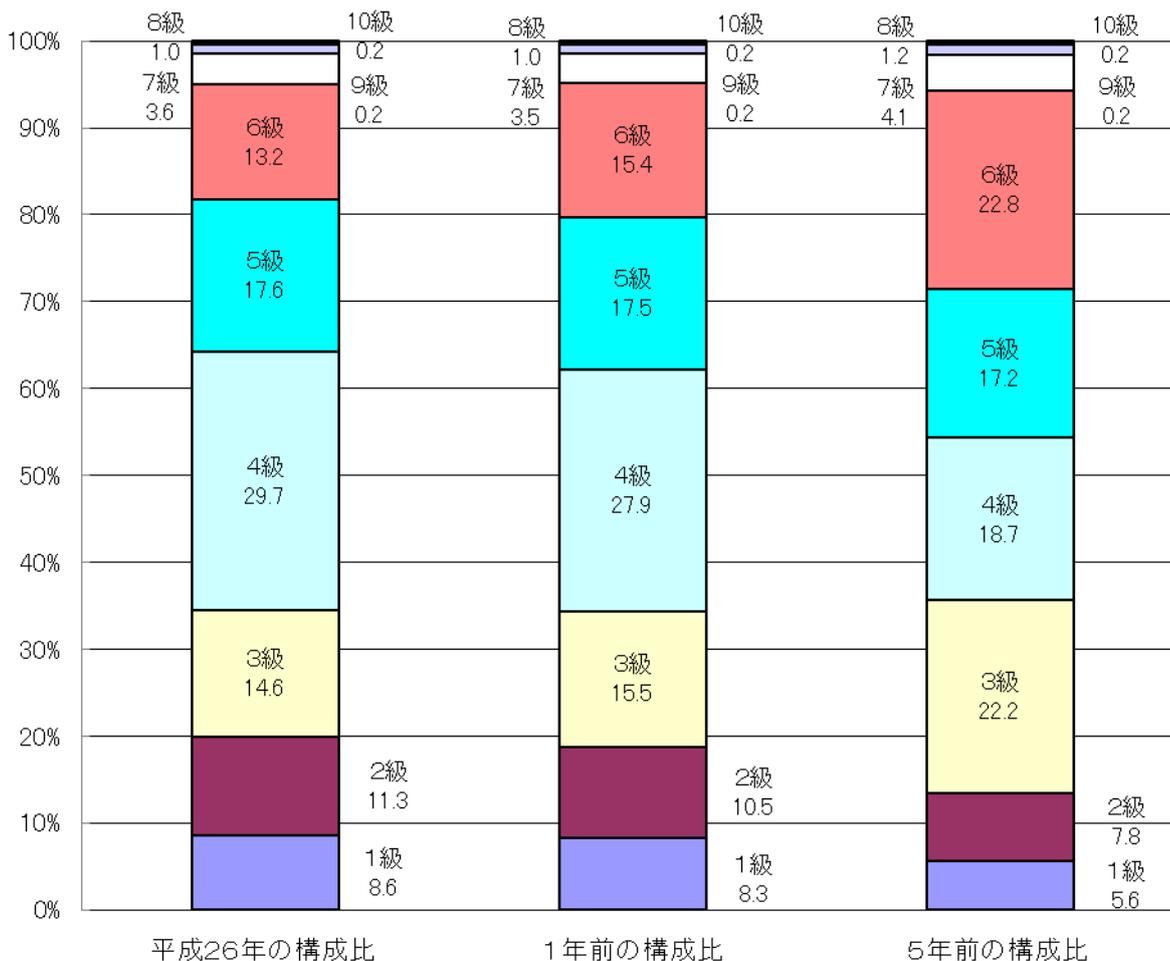
区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	290,343 円	377,131 円
	高校卒	241,248 円	348,382 円
技能労務職	高校卒	—	325,692 円
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	340,031 円	420,929 円
	高校卒	263,770 円	329,571 円
小中学校教育職	大学卒	340,344 円	409,702 円
警察職	大学卒	313,650 円	405,637 円
	高校卒	269,560 円	374,462 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 主任	主査 主任	主幹	副課長 主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 749	人 986	人 1,278	人 2,608	人 1,545	人 1,159	人 312	人 90	人 14	人 17	人 8,758
構成比	% 8.6	% 11.3	% 14.6	% 29.7	% 17.6	% 13.2	% 3.6	% 1.0	% 0.2	% 0.2	% 100.0

(注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への勤務成績の反映状況 (知事部局)

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。

課所長級以上の職員については、実績評価結果を基本として、昇給の号給数（8～0号給）を決定。

副課長級以下の職員については、勤務成績に基づき、昇給の号給数（6～3以下の号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県	国
1人当たりの平均支給額（平成25年度決算） 1,615千円	—
（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。

課所長級以上の職員については、実績評価結果に基づき、支給割合（5段階）を決定。

副課長級以下の職員については、勤務成績が良好でない職員の支給割合を、標準の支給割合から2段階に分け減じている。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

埼玉県	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.7月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算） 1人当たりの平均支給額（平成25年度決算） 4,975千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.7月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算） 24,572千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	18,991,019千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	317千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	60,089人
東京都特別区等	10%	33人
（医師・歯科医師）	15%	43人

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	3,488,039千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	134千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度決算）	43.5%		
手当の種類（手当数）	26手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額17,000円、日額650円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額320円

動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額370円～400円、月額12,500円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額370円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額370円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額320円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額370円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用するの撮影又は透視作業	日額320円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額320円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額610円～730円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額320円～370円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円～2,500円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円～6,800円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務1回730円～1,100円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1時間1,900円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額460円等
東日本大震災対応業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	原発敷地内等での業務	日額660円～13,300円
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額290円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1時間1,400円～1,800円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額20,000円、日額180円～400円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額900円～12,800円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額200円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	11,273,614 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	188 千円
支給実績（平成24年度決算）	11,543,926 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	193 千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 5,924,160	千円 238
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 3,840,439	千円 373
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円(又は50,000円)以内	同		千円 123,645	千円 2,875
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	異	支給上限	千円 6,530,065	千円 127
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 37,900	千円 324
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0

へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 学校職員に支給 → 支給率4～16%	同	千円 449	千円 56
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円 1,392,602	千円 344
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,000円～20,000円	同	千円 1,248,079	千円 287
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、4,000円～18,000円	同	千円 103,987	千円 539
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同	千円 3,334,552	千円 783
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員 に支給 → 月額2,000円～8,000円		千円 2,753,600	千円 73
定時制通信 教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務 する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)		千円 190,030	千円 368
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等 学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)		千円 233,786	千円 398
農林業普及 指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を 行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%		千円 34,373	千円 264

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副 知 事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副 議 長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事	(平成25年度支給割合) 2.065 月分 (2.95 月分)		
	副 知 事	2.655 月分 (2.95 月分)		
	議 長	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	1,420,000 円×12×在職年数×0.6	40,896,000 円	任期毎
		1,134,000 円×12×在職年数×0.46	25,038,720 円	任期毎

(注) 1 期末手当の()内は、減額措置を行う前の支給割合です。

2 知事及び副知事はそれぞれ期末手当の20%、10%を減額しています。

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成25年度	千円 1,692,349	千円 395,579	千円 177,922	% 10.5	% 15.3

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費16,971千円を含みません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 30	千円 126,042	千円 41,580	千円 65,311	千円 232,933	千円 7,764

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
43.5歳	338,734円	516,410円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成25年度決算） 1,390千円						
（平成25年度支給割合） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.60 月分</td> <td style="text-align: center;">1.35 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.45) 月分</td> <td style="text-align: center;">(0.65) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
期末手当	勤勉手当					
2.60 月分	1.35 月分					
(1.45) 月分	(0.65) 月分					
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%						

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成25年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)	7,635 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成25年度決算)	263 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	29人

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)	3,275 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	182 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)	62.1 %		
手当の種類 (手当数)		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成25年度決算)	6,351 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	219 千円
支給実績 (平成24年度決算)	6,810 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	235 千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 4,414	千円 276
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 314	千円 314
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 6,000	千円 214
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,710	千円 155

宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,000円～20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000円～18,000円	同		千円 93	千円 93
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円～136,000円	同		千円 2,593	千円 864

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用供給事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成25年度	千円 37,896,710	千円 3,767,324	千円 1,966,655	% 5.2	% 6.4

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費627,936千円を含みません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 345	千円 1,414,958	千円 448,208	千円 742,249	千円 2,605,415	千円 7,552

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.7歳	346,916円	522,573円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(平成25年度決算) 1,402千円						
(平成25年度支給割合) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.60 月分</td> <td style="text-align: center;">1.35 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1.45) 月分</td> <td style="text-align: center;">(0.65) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
期末手当	勤勉手当					
2.60 月分	1.35 月分					
(1.45) 月分	(0.65) 月分					
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%						

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成25年度決算)	(自己都合) 225千円	(勤奨・定年) 23,574千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	91,851 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	268 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	340人
東京都特別区等	10%	3人

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	39,797 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	176 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	65.9 %		
手当の種類（手当数）	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	87,503 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	256 千円
支給実績（平成24年度決算）	90,239 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	269 千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 37,289	千円 235
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 18,951	千円 332
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円（又は50,000円）以内	同		千円 0	千円 0

通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額）	同		千円 58,826	千円 183
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 492	千円 492
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 20,202	千円 137
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,000円～20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000円～18,000円	同		千円 133	千円 15
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円～136,000円	同		千円 33,701	千円 991

（注）平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

（3）地域整備事業

ア 職員給与費の状況

（ア）決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	（参考） 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成25年度	千円 4,838,135	千円 3,674,344	千円 185,925	% 3.8	% 9.9

（注）1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費110,726千円を含みません。

（イ）予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 39	千円 178,433	千円 43,310	千円 94,431	千円 316,174	千円 8,107

（注）職員手当には退職手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
43.3歳	394,434円	602,808円

（注）1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成25年度決算）	
1,694千円	
（平成25年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～20%
・ 管理職加算	15～25%

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勲奨・定年)
(平成25年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	11,308 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	306 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	37人

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	761 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	69 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	29.7 %		
手当の種類（手当数）		2手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成に関する現場業務等	月額7,800円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	14,749 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	399 千円
支給実績（平成24年度決算）	7,364 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	205 千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 5,248	千円 219
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 2,544	千円 318
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 5,076	千円 137
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 73	千円 15
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,000円~20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円~136,000円	同		千円 4,758	千円 952

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成25年度	千円 40,885,684	千円 △1,857,969	千円 18,611,381	% 45.5	% 48.3

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費397,177千円を含みません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 2,084	千円 8,499,666	千円 4,401,270	千円 3,219,533	千円 16,120,469	千円 7,735

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
37.1歳	336,344円	593,934円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成25年度決算）	1,416千円	
(平成25年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分	1.35 月分
	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・ 役職加算	5~20%
	・ 管理職加算	15~25%

- (注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勤奨・定年)
(平成25年度決算)	1,149千円	20,700千円

- (注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	645,493 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	317 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内（医師）	15%	244人
埼玉県内（医師以外）	7%	1,840人

- (注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	324,385 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	308 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	51.8 %		
手 当 の 種 類 (手 当 数)		8 手 当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業	病棟に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額320円
試験等業務手当	試験研究機関に勤務する職員	発がん性物質を使用するがん試験	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部の職員	放射線管理区域内で行う検査業務	日額320円
防疫業務手当	循環器・呼吸器病センターに勤務する職員	結核患者に直接接する介助等	日額320円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円~2,500円

夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円～6,800円
変則勤務手当	変則勤務に従事する薬剤師	深夜の業務等	勤務1回730円～1,100円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	1,456,564千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	863千円
支給実績(平成24年度決算)	1,448,798千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	934千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 141,153	千円 233
住居手当	①借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 143,100	千円 328
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円以内	同		千円 771,390	千円 3,311
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 202,292	千円 137
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 972	千円 486
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、4,200～20,000円	同		千円 179,584	千円 364
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、4,000～18,000円	同		千円 4,161	千円 143
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 239,838	千円 335
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額62,900円～139,600円	同		千円 86,812	千円 1,157

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成25年度	千円 32,854,190	千円 △2,534,017	千円 703,316	% 2.1	% 2.9

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費362,674千円を含みません。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26年度	人 120	千円 522,004	千円 131,552	千円 259,316	千円 912,872	千円 7,608

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.4歳	380,262円	574,046円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成25年度決算） 1,512千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成26年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成25年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	35,239 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	29 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	120人

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	38 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	2 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	18.3 %
手当の種類（手当数）	4手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	52,904千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	557千円
支給実績(平成24年度決算)	54,819千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	554千円

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(カ) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 16,644	千円 245
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 7,057	千円 307
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 306,000円(又は50,000円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 14,832	千円 239
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 600	千円 27
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 30	千円 15
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額57,800円~136,000円	同		千円 12,536	千円 964

(注) 平成25年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

<知事及び教育委員会>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

<警察本部長>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

平成25年の職員1人当たりの平均使用日数は、8.9日でした。

(3) 病気休暇の取得状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

任命権者名	取得者数
知事等	325
教育委員会	1,222
警察本部長	149
計	1,696

(4) 特別休暇の状況（平成26年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																													
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																													
10 忌引休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">日数</th> </tr> <tr> <th>親族</th> <th>姻族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> <tr> <td>1親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2親等傍系者</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3親等傍系尊属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		日数		親族	姻族	配偶者	10日			血族	姻族	1親等直系尊属	7日	3日	1親等直系卑属	7日	1日	2親等直系尊属	3日	1日	2親等直系卑属	1日	—	2親等傍系者	3日	1日	3親等傍系尊属	1日	—
	日数																													
	親族	姻族																												
配偶者	10日																													
	血族	姻族																												
1親等直系尊属	7日	3日																												
1親等直系卑属	7日	1日																												
2親等直系尊属	3日	1日																												
2親等直系卑属	1日	—																												
2親等傍系者	3日	1日																												
3親等傍系尊属	1日	—																												
11 父母等の追悼のための休暇	1日																													
12 夏季休暇	5日																													
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																													
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																													
15 災害等において退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																													
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																													
18 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
19 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																													
20 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																													
21 献血休暇	その都度必要と認められる時間																													
22 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																													

(5) 介護休暇の取得状況（平成25年度）

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	14	14	1	10	3					
女性職員	42	42	5	23	13	1				
計	56	56	6	33	16	1	0	0	0	0

(単位：人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中心	時間型 中心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	14	11	3		14	2	3	2			7
女性職員	42	41	1		42	9	11	5	3	2	12
計	56	52	4	0	56	11	14	7	3	2	19

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

4 職員の休業に関する状況（平成25年度）（市町村立学校教職員を除く。）

（1）修学部分休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数
男性職員	1
女性職員	
計	1
	0

（注）上段は、平成25年度中に新たに修学部分休業を取得した者の数、下段は修学部分休業の期間が平成24年度以前から平成25年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 取得状況（平成25年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	1		1					
女性職員								
計	1	0	1	0	0	0	0	0

ウ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	1週間の取得時間（平均）				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
男性職員			1		1
女性職員					0
計	0	0	1	0	1

（2）自己啓発等休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	3	2	1
女性職員	4	3	1
計	7	5	2
	0	0	0

（注）上段は、平成25年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者の数、下段は自己啓発等休業の期間が平成24年度以前から平成25年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 取得状況（平成25年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学院・大学等	その他	JICA	姉妹 都市	その他
男性職員	3			2		1		
女性職員	4			2	1	1		
計	7	0	0	4	1	2	0	0

ウ 承認期間（単位：人）

	承認期間				
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	合計
男性職員		3			3
女性職員	1	2	1		4
計	1	5	1	0	7

(3) 育児休業等の状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成25年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員 (育児休業 対象者数)			
				うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者	
男性職員	20	5	2	1,392	14	1	
	2	3					
女性職員	942	200	99	867	845	36	53
	967	177	119				
計	962	205	101	2,259	859	37	53
	969	180	119				

(注) 上段は、平成25年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が平成24年度以前から平成25年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（平成25年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間（単位：人）

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	合計
男性職員	14	4	1		1		20
女性職員	46	284	226	209	90	87	942
計	60	288	227	209	91	87	962

(イ) 部分休業承認期間

（単位：人）

	部分休業承認期間						
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	合計
男性職員	4		1				5
女性職員	120	36	8	12	24		200
計	124	36	9	12	24	0	205

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	1	2	2		5
女性職員	44	75	47	34	200
計	45	77	49	34	205

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員		1		1	2
女性職員	9	12	4	74	99
計	9	13	4	75	101

(4) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	1
女性職員	
計	1
	0

(注) 上段は、平成25年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が平成24年度以前から平成25年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 許可期間 (平成25年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について)

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員		1		1
女性職員				0
計	0	1	0	1

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成25年度）

(1) 分限処分者数 (単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
平成24年度	平成25年度										
		1	1	732	768			733	769		

(2) 処分事由別分限処分者数 (単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成24年度	平成25年度										
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)			1	1					1	1		
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)					730	766			730	766		
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)												
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)												
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					2	2			2	2		
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)												
合計	0	0	1	1	732	768	0	0	733	769	0	0
法第28条第4項により失職した者												

(注) 1 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ数です。

2 法とは、地方公務員法をいいます（以下同じ。）。

(3) 懲戒処分者数 (単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
平成24年度	平成25年度								
10	8	20	9	16	9	16	9	62	35

(4) 処分事由別懲戒処分者数 (単位：人)

区 分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	平成24年度	平成25年度								
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	4	5	7	2	3	2	8	2	22	11
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)		2	2		1				3	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	6	1	11	7	12	7	8	7	37	22
合計	10	8	20	9	16	9	16	9	62	35

6 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規程は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

(3) サービス規律の遵守に関する取組

ア 平成25年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事	<p>「倫理推進員研修会」 年度当初4月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。</p> <p>「部課所長会議」 適宜、課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。</p>
教育委員会（教員）	<p>校長会議等の各種会議での指示や通知文の発出により、学校において職員会議等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した（県立学校）。</p>
警察本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施した。 ・ 各所属における職場教養において、職務倫理（サービスを含む）に関する機会教養を実施した。 ・ 職務倫理（サービスを含む）に関する想定課題を職員に示し、グループ討議を実施した。

イ 職員への周知の状況（平成25年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、電子メール等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（平成25年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（平成25年度）

営利企業等の従事制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業等への従事については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	1,102	大学等の非常勤講師、講演等の講師、柔剣道の術科審判員
教育委員会	2,913	
警察本部長	91	
計	4,106	

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	平成25年度県職員研修実施計画（教員を除く。）
教育委員会	平成25年度教職員研修計画（教員）
警察本部長	平成25年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

<知事等及び教育委員会（教員を除く。）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース 81回	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～8日	2,398人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望制の研修 32コース 53回	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～4日	1,054人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 5コース 5回	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1～4日	314人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 14コース 53回	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～3日	1,429人

※ 他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

<教育委員会（教員）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 21講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	5～25日	3,794人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 19講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1～10日	1,629人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 37講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～4日	1,852人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	745人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務を執行する上で、必要な基本的知識及び技能を修得させるため、職務の階級別に区分に従い実施する研修 7課程 24回	それぞれの職務の階級別に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	2週間～ 4か月	865人
部門別任用科	職務を執行する上で、必要な専門かつ高度な技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 5回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	2週間～ 4週間	149人
専科教養	特定の分野に関する専門的かつ細心の知識及び技能を修得させるために実施する研修 30課程 54回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	3日～ 4週間	1,522人
講習	特定に分野に関する専門的かつ最新の知識を修得させるために実施する研修 225課程 1,364回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日～ 340日	42,687人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

(3) 勤務成績の評定の概要

<知事等及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 														
対象職員	一般職の職員														
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 能力評価 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 														
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○主幹級以上の職員 実績評価（最終評価） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	
評語	内容	分布制限													
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内													
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内													
B	実績が良好である														

	<table border="1"> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> <td></td> </tr> </table>	C	実績がやや良好でない		D	実績が良好でない																			
C	実績がやや良好でない																								
D	実績が良好でない																								
	<p>・能力評価（最終評価）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table>	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる								
評語	内容	分布制限																							
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																							
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																							
B	職位における期待水準である	分布制限なし																							
C	職位における期待水準を下まわる																								
D	職位における期待水準を大きく下まわる																								
	<p>○主査級以下の職員</p> <p>・実績評価（最終評価）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>s</td> <td>職位に期待される役割を大きく上まわる</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>職位に期待される役割をやや上まわる</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>職位に期待される役割をあげている</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>職位に期待される役割をやや下まわる</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>職位に期待される役割を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> <p>・能力評価（最終評価）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table>	評語	内容	s	職位に期待される役割を大きく上まわる	a	職位に期待される役割をやや上まわる	b	職位に期待される役割をあげている	c	職位に期待される役割をやや下まわる	d	職位に期待される役割を大きく下まわる	評語	内容	S	職位における期待水準を大きく上まわる	A	職位における期待水準を上まわる	B	職位における期待水準である	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容																								
s	職位に期待される役割を大きく上まわる																								
a	職位に期待される役割をやや上まわる																								
b	職位に期待される役割をあげている																								
c	職位に期待される役割をやや下まわる																								
d	職位に期待される役割を大きく下まわる																								
評語	内容																								
S	職位における期待水準を大きく上まわる																								
A	職位における期待水準を上まわる																								
B	職位における期待水準である																								
C	職位における期待水準を下まわる																								
D	職位における期待水準を大きく下まわる																								
評価結果等の活用	評価結果を、昇任昇格や人事異動の参考資料とするとともに、能力開発に活用している。加えて、評価結果を課所長級以上の職員の給与に反映させている。																								
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																								

<教育委員会（教員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・目標による管理の手法の導入 ・実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価 ・複数の評価者による評価 ・評価結果のフィードバック ・評価結果の活用(人材育成、人事管理等) ・評価者の研修の充実、苦情相談窓口の設置 										
対象職員	・すべての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。)										
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日：2月1日 ・評価期間：基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 										
評価の基準	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容										
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている										
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである										
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である										
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている										
評価結果等の活用	教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。										
その他	評価者研修会を実施(教育委員会主催)										

<警察本部長>

評価制度の概要	勤務評定は、実績評定及び能力評定の区分により実施している。 1 実績評定 所掌する業務に対する成果及びその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。 なお、課長補佐級以上の職員にあっては、目標設定方式により評価する。 2 能力評定 職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。
対象職員	所属長級以上の職員並びに採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員
評定期間等	実績評定及び能力評定 (1) 評定日 : 12月1日 (2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日
評価の基準	1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る 2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上
評価結果等の活用	評定結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。
その他	勤務評定の公平性を認識させるため、評定者に対する指導及び教養を実施した。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 3,684人	全 員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,582人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,901人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 265人	36、46、51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 3,323人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元 気 回 復	スポーツ大会	バレーボール外 1,800人	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 20,929人	全 員		○	
	その他	体育文化活動の促進 16件	該当団体		○	
そ の 他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 365人	30歳以上の希望者	○	○	

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	人間ドッグ	1泊ドッグ、1日ドッグ、脳ドッグ等 29,286人	希望者		○	○
	定期健診(教育局)	胸部X線、尿・血液検査等 375人	全員	○		
	定期健診(県立学校)	尿・血液検査等 7,803人	全員	○		
	結核検診(県立学校)	胸部X線 7,654人	全員	○		
	がん検診	胃 2,978人	35歳以上 希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	歩いて健康づくり事業	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 54,646件	全員		○	○
そ の 他	ライフプラン セミナー	年代別及び禁煙プログラムのセミナーの開催 3,356人	希望者 (40歳以上)	○	○	○

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 5,880人	全員 (35歳以上の人間ドック希望者を除く。)	○	○	
	人間ドック	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 6,234人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA、視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 475人	希望者		○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、育児・介護の分野選択 9,787人	希望者			○
そ の 他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 1,329人	該当者	○	○	
	各種厚生事業	各種保険事業	該当者	○	○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(2) 共済制度
<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費 その他(出産費等) 222,629件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 1,694件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 1件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等付給付、一部負担金払戻金 1,657件	該当者		○	

長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 341件	該当者		○	
--------------	---------	-----------------	-----	--	---	--

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費等 831,045件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 8,325件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 9件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 10,143件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	障害共済年金等 80件	該当者		○	

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成25年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 309,156件	該当者		○	
		育児休業手当金等 1,210件	該当者		○	
		災害見舞金等 2件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 3,191件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 745件	該当者		○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「(財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(平成25年度) (単位:件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	64	15	79
教育委員会	339	24	363
警察本部長	250	27	277
合計	653	66	719

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（平成25年度）

(1) 採用試験の実施状況（平成25年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加付内の年齢は平成25年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和58年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成4年4月2日以降に生まれた人で、平成26年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成26年3月31日までに資格取得見込みの人 	第1次試験日 平成25年6月30日	第1次合格発表日 平成25年7月9日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 （選択解答制） 40問解答 120分 専門試験 択一式40問 （一般行政、警察 事務は50問出題 （選択解答制） 40問解答）120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
	福祉		第2次試験日 平成25年7月16日 ～8月12日	最終合格発表日 平成25年8月29日	
	心理				
	設備				
	総合土木				
	建築				
	化学				
	農業				
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題 （選択解答制） 40問解答 120分
免許資格職職員 採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和58年4月2日～平成2年4月1日に生まれた人(23歳～29歳)で、薬剤師免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人 平成2年4月2日以降に生まれた人で、平成26年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人 			第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
	獣医師		<ul style="list-style-type: none"> 昭和58年4月2日～平成2年4月1日に生まれた人(23歳～29歳)で、獣医師免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人 平成2年4月2日以降に生まれた人で、平成26年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人 		

	保健師 保健師(警察)		・昭和58年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人			
	管理栄養士		・昭和58年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)で、管理栄養士免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人 ・平成4年4月2日以降に生まれた人で、平成26年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、管理栄養士免許を有する人又は平成26年春季の国家試験で取得見込みの人			
職員採用 初級試験	一般事務	市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験	・平成4年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人(17歳～20歳)	第1次試験日 平成25年9月29日	第1次合格発表日 平成25年10月9日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
警察事務職員採用初級試験	第2次試験日 平成25年10月17日 ～10月31日			最終合格発表日 平成25年11月28日	専門試験(栄養士、司書) 択一式40問 120分	
免許資格職職員 採用試験	栄養士			第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査		
	司書		・昭和58年4月2日～平成6年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は平成26年3月31日までに国家試験で取得見込みの人			
経験者 職員 採用試験	民間企業等職務経験者区分	一般行政	・昭和29年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人	第1次試験日 平成25年9月29日	第1次合格発表日 平成25年10月22日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験 I 1題 75分
		設備		第2次試験日 平成25年11月3日	第2次合格発表日 平成25年11月19日	第2次試験 論文試験 II 1題 75分 人物試験 I 個別面接、 適性検査
	総合土木	第3次試験日 平成25年12月1日		最終合格発表日 平成25年12月12日	第3次試験 人物試験 II 個別面接	
	海外活動等経験者区分	一般行政	・昭和58年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)			

警察官(巡査) 採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和58年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成26年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成25年5月12日	第1次合格発表日 平成25年6月4日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 論(作)文試験 1題 60分 第2次試験 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査 (国際捜査 I 類 第1次試験 専門試験 I 記述式 90分 論文試験 1題 60分 第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査
	II類	・昭和58年4月2日～平成6年4月1日に生 まれた人(19歳～29歳)で、短期大学 又は専修学校(2年制以上の専門課程 で年間授業時数が680時間以上のもの に限る。)を卒業した人又は平成26 年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成25年6月8日 ～7月31日	最終合格発表日 平成25年8月22日	
	III類	・昭和58年4月2日～平成7年4月1日に生 まれた人で、I類・II類に該当しな い人(18歳～29歳)			
	国際捜査 I類	・前記 I 類の受験資格を有する人で語学 (受験言語)が堪能な人			
	武道・体育 指導 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いづれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの 人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査) 採用試験 県内第2回試験	I類	・昭和58年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成26年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成25年9月22日	第1次合格発表日 平成25年10月15日	
	II類	・昭和58年4月2日～平成6年4月1日に生 まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又 は専修学校(2年制以上の専門課程で年 間授業時数が680時間以上のものに限 る。)を卒業した人又は平成26年3月ま でに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成25年10月19日 ～11月29日	最終合格発表日 平成25年12月20日	
	III類	・昭和58年4月2日～平成8年4月1日に生 まれた人で、I類、II類に該当しない 人(17歳～29歳)			
	武道・体育 指導 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いづれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの 人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	I類	・昭和58年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成26年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成25年5月12日 ～9月29日	第1次合格発表日 平成25年7月上旬 ～11月上旬	県内試験に準ずる。
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	III類	・昭和58年4月2日～平成8年4月1日に生 まれた人で、I類に該当しない人 (17歳～29歳)	第2次試験日 平成25年8月10日 ～11月30日	最終合格発表日 平成25年12月20日 平成26年1月24日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率	
				受験者数	合格者数	受験者数			
職員採用上級試験	一般行政	112	3,070	1,966	483	401	160	12.3	
	福祉	10	108	77	41	37	12	6.4	
	心理	1	34	19	9	8	2	9.5	
	設備	23	171	113	89	70	27	4.2	
	総合土木	32	178	126	98	78	38	3.3	
	建築	5	58	42	24	18	7	6.0	
	化学	6	149	103	25	22	7	14.7	
	農業	2	37	24	10	8	2	12.0	
	林業	1	19	14	8	6	1	14.0	
警察事務職員採用上級試験		40	537	337	161	149	50	6.7	
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		13	658	464	59	55	16	29.0	
免許資格職職員採用試験	薬剤師	12	81	57	50	46	16	3.6	
	獣医師	10	31	25	24	21	17	1.5	
	保健師	5	51	38	24	24	6	6.3	
	保健師(警察)	1	8	6	3	3	1	6.0	
	管理栄養士	1	87	58	8	8	1	58.0	
	栄養士	1	43	30	8	6	2	15.0	
	司書	11	380	293	45	41	11	26.6	
職員採用初級試験	一般事務	6	198	159	34	28	8	19.9	
警察事務職員採用初級試験		9	205	166	32	29	12	13.8	
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		12	214	187	55	49	21	8.9	
経験者職員採用試験	民間企業等職務経験者区分	一般行政	3	273	162	11	10	2	-
		設備	2	48	36	9	9	2	
		総合土木	6	88	59	10	10	2	18.0
	海外活動等経験者区分	一般行政	2	34	26	11	11	4	13.0
職員採用試験 計		326	6,760	4,587	1,331	1,115	423	10.8	

※ 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	300	4,165	2,620	1,676	1,359	485	5.4
警察官男性	II類	40	1,251	820	372	251	83	9.9
警察官男性	III類	170	2,368	1,434	908	743	236	6.1
警察官女性	I類	43	916	480	217	182	66	7.3
警察官女性	II類	15	440	196	132	91	29	6.8
警察官女性	III類	25	670	282	165	139	34	8.3
国際捜査	I類	3	24	20	14	11	3	6.7
武道・体育指導	I類	4	6	5	4	4	2	2.5
県外募集	I類	32	621	519	127	90	37	14.0
県外募集	III類	28	906	607	109	74	41	14.8
警察官採用試験 計		660	11,367	6,983	3,724	2,944	1,016	6.9

(2) 採用選考の実施状況（平成25年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	63	63
定例選考 ※2	274	201
身体障害者選考	27	7

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、看護師、診療放射線技師などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は平成25年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員 (看護師)選考 (2回実施)	人 207	人 162	倍 1.3	・昭和29年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人又は平成25年度の試験で取得見込みの人	第1回 平成25年5月18日 第2回 平成25年9月7日	平成25年6月5日 平成25年10月3日	作文試験 1題 120分 適性試験 人物試験 個別面接
身体障害者を 対象とした 選考	27	7	3.9	昭和58年4月2日～平成8年4月1日に生まれた人(17歳～29歳) ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～4級の人 ・自力通勤が可能で、かつ介護者なしに週38時間45分の職務遂行が可能な人 ・原則として、平成25年9月13日現在、埼玉県内に住所を有し、引き続き県内に住所を有する人	第1次選考 平成25年10月20日 第2次選考 平成25年11月21日	1次合格発表日 平成25年11月12日 最終合格発表 平成25年12月20日	1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 人物試験 個別面接 2次選考 身体検査 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（平成25年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,286	人 1,269	人 291	人 290	人 113	人 113	人 74	倍 17.1
警部補	2,016	2,002	512	509	323	322	215	9.3
巡査部長	2,782	2,769	612	609	497	497	386	7.2

(4) 昇任選考の実施状況（平成25年度）

(単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	18	18
副部長級	56	56
課長級	79	79
副課長級	156	156
主幹級	368	368
主査級	390	390
警部	140	140
警部補	302	302
巡査部長	329	329

職員任用に関する規則第20条第2項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	307人	199人	54人	75人	37人	7.4倍

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成25年10月17日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり、職員の給与等について報告（意見）を行った。

1	<p>公民給与較差に基づく給与改定</p> <p>ア 月例給 公民給与較差が小さいことから、給料表、諸手当とも改定なし</p> <p>イ 特別給 職員の年間支給月数（3.95月）と民間の年間支給割合（3.94月）とがおおむね均衡していることから改定なし</p> <p>【参考】 平成25年7月からは、給与に関する地方交付税等の削減に伴う財政状況に対応するため、職員の給与が特例的に減額されており、職員が実際に受ける給与額は本来の給与額より相当程度低い</p>
2	<p>適切な給与制度の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 50歳台後半層の給与水準の上昇を抑えるため、国は昇給・昇格制度の改正を行ったところであり、他の都道府県においても見直しが進められている 本県においても、昇給・昇格制度について、適切に見直しを行うことが必要
3	<p>給与勧告制度への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例減額の終了後、本報告に基づく本来の給与水準が確保されることが必要
4	<p>高齢期の雇用問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用と年金の確実な接続を図るため、定年退職者が年金支給開始年齢に達するまでの間、フルタイム勤務の再任用を進め、短時間勤務も選択できる運用とすることが必要 再任用を希望する職員の増加が見込まれることから、調査、研究のほか、許認可や施設管理など、再任用の職員が担う職域の拡大が必要
5	<p>勤務環境等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 長時間に及ぶ時間外勤務については、事務の根源的な見直しや徹底した簡素化に取り組むことが重要 「残業ゼロ期間」などの具体的な取組による時間外勤務の徹底した管理と、年次休暇等の取得促進が必要 育児や介護などのためのワークライフバランスに資する制度を職員が利活用しやすいものとなるよう、互いに支え合い、協力し合う職場環境の整備が重要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 平成25年度中に処理したもの

(平成26年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成24年（措） 第1号事案	公立学校 教諭	勤務時間に関する事等	24. 9. 13	25. 5. 21 一部認容 一部棄却 一部却下	

(2) 係属中のもの

(平成26年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成24年(措)第2号及び 平成25年(措)第1号事案	知事部局職員	給与に関すること等	(平成24年(措)第2号) 24.11.27 (平成25年(措)第1号) 25.5.29	係属中	審査併合 (25.6.6)
平成25年(措)第2号事案	公立学校教諭	研修に関すること	25.8.7	係属中	

係属中 計2事案3件

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 平成25年度中に処理したもの

(平成26年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 6事案	埼玉県教育委員会	減給、戒告	昭49.5.7 外	26.3.20 審査終了	6事案11件
平成20年(不) 第2号事案	知事	停職	20.11.10	25.6.6 棄却	
平成23年(不) 第2号事案	埼玉県教育委員会	分限免職	23.6.22	26.3.20 棄却	
平成24年(不) 第2号事案	埼玉県教育委員会	転任	24.4.23	26.1.23 却下	

処理 計9事案14件

(2) 係属中のもの

(平成26年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前 12事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	昭35.1.12 外	係属中 125件	
平成25年(不) 第1号事案	埼玉県教育委員会	減給	25.3.8	係属中	
平成25年(不) 第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	25.5.20	係属中	

係属中 計14事案127件

告示

埼玉県告示第千四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
新座すずのきクリニック	医療法人 社団 ユ アイエ メリー会	新座市野火止六一三 一三三	平成二十六年十月 一日
せき内科医院	関 秀格	熊谷市宮前町二一一 三三一	平成二十六年十月 一日
医療法人社団 順孝会 新白岡ばば眼科	医療法人 社団 順 孝会	白岡市野牛一〇五七	平成二十六年六月 二日
まつもと糖尿病クリニック	松本 壮	上尾市柏座二一四一 二八 エリア赤熊一 階	平成二十六年十月 一日
井口小児科クリニック	医療法人 まさほ	草加市松原五一四一 六 ハウス松原一F	平成二十六年九月 一日

あさひ診療所	堀 泰弘	秩父市番場町一〇	平成二十六年九月一日
ふじおかクリニック	志 藤岡 正	越谷市千間台西二一 一 二一	平成二十六年十月一日
脳健クリニック	医療法人 埼友会	草加市北谷一 二 三	平成二十六年七月一日
きずな歯科クリニック	谷口 望	八潮市中央三 一 二 一 六	平成二十六年十月一日
医療法人社団 吉野歯 科医院	医療法人 社団 吉 野 歯科医 院	八潮市八潮二 一 一 一 〇	平成二十六年七月一日
よしだ歯科クリニック	医療法人 社団 K R K	所沢市久米一五六九 一 一 メデイカル所 沢	平成二十六年十月一日
医療法人社団 Wis teria ふじさわ歯科 クリニック	医療法人 社団 Wi ster ia	川口市幸町二 一 一 七 一 一 パークホーム ズ川口幸町センタ ー ステージ一〇五	平成二十六年七月一日
なんば歯科	難波 夏 生	川口市西青木二 一 二 一 二 六 一 一 F	平成二十六年十月一日

	白岡あいらす薬局	医療法人社団マハロ会 かみむら歯科矯正歯科 クリニック	医療法人皓峰会 ね歯科医院	ウエル歯科クリニック	パームス歯科クリニック	医療法人社団 航青会 パークタウン歯科	大本歯科医院	アネックス歯科診療所	にじいろ歯科
プルグルー	株式会社 アイリス メディカ	医療法人 社団マ ハロ会	医療法人 皓峰会	福士 佳 史	後藤 雅 文	医療法人 社団航 青会	本多 孝 史	医療法人 同風会	増田 英 樹
	白岡市小久喜一八九 一	越谷市相模町三二四 六一	三郷市早稲田八一五 一一	春日部市藤塚一〇五三 一五	春日部市緑町四一四一 二九	所沢市並木三一一七 一〇一	鴻巣市北新宿七一四一 一	鴻巣市本町一〇二一 エルミここのすアネッ クス二階	鶴ヶ島市三ツ木新町二 一五一一五 ベイシア 鶴ヶ島店一F
	平成二十六年九月 一日	平成二十六年九月 一日	平成二十六年七月 一日	平成二十六年九月 一日	平成二十六年九月 一日	平成二十六年九月 一日	平成二十六年十月 一日	平成二十六年十月 一日	平成二十六年九月 一日

秋山薬局 駅前店	秋山薬局 日の出町店	秋山薬局 八幡店	シナモン薬局	チューリップ薬局 羽生店	スギ薬局 丸広上尾店	いちご薬局	ドラッグセイムス 和光本町薬局	ウエル薬局 藤金店
秋山薬局 株式会社	秋山薬局 株式会社	秋山薬局 株式会社	株式会社 メディア ルファ △	株式会社 セキ薬品	株式会社 スギ薬局	原大	株式会社 富士薬品	株式会社 ファミリ I
八 A号	坂戸市日の出町一四一 一 伊藤ビル一階	九 坂戸市八幡二一九一	八 蕨市中央三一二二一	羽生市南四一八一四一	上尾市宮本町一 丸広上尾店一F	川口市並木三三三四 ベルメゾン並木一F	和光市本町二〇一三一	五 鶴ヶ島市藤金六五〇一
一日	平成二十六年九月一日	平成二十六年九月一日	平成二十六年十月一日	平成二十六年十月一日	平成二十六年十月一日	平成二十六年九月一日	平成二十六年八月一日	平成二十六年八月一日

明倫堂薬局	コスモス薬局	オーシャン薬局	つばさ薬局	ドラッグセイムス 上 福岡西薬局	わかば薬局 上尾柏座 店	大信薬局 大野原店	あるも薬局 宮前店
イントロ ン株式会 社	有限会社 健美堂	株式会社 大洋	有限会社 会営	株式会社 富士薬品	株式会社 アイアイ ファーマ シー	吉村 企 右	株式会社 Blooo ming Soul
白岡市小久喜一〇七〇 一	川口市上青木二一五〇 一 二一	川口市芝宮根町一 二 六	富士見市鶴馬二六〇五 一 一六	ふじみ野市西一 一五 一四	上尾市柏座二一四一 二 八 エリア赤熊一階一 〇二号室	秩父市大野原四二九一 三	熊谷市宮前町二一 一三 四一 二
平成二十六年十月 一日	平成二十六年七月 一日	平成二十六年十月 二十日	平成二十六年十月 一日	平成二十六年十月 一日	平成二十六年十月 一日	平成二十六年十月 一日	平成二十六年十月 一日

まご薬局	株式会社 まご薬局	春日部市緑町五一九一 一三	平成二十六年十月 一日
中川薬局 春日部店	株式会社 グラム	春日部市西金野井二九 一〇二二六	平成二十六年十月 一日
わかば薬局 春日部店	株式会社 アイアイ ファーマ シー	春日部市内牧三一四四 一八	平成二十六年十月 一日
あすか薬局 緑町店	大洋薬品 株式会社	所沢市緑町二二二一 七	平成二十六年十月 一日
JUSTドラッグ 南 栗橋薬局	株式会社 富士薬品	久喜市南栗橋四一四 一	平成二十六年十月 一日
のぞみ大野原薬局	株式会社 のぞみ調 剤	秩父市大野原三二二一 一	平成二十六年九月 一日
訪問看護ステーション けあビジョン蓮田	株式会社 ビジョリア ルビジョ ン	蓮田市東六一二二一 曾田ビル二F	平成二十六年九月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	術所		指定年月日
			所在地		
及川 智之		あかつき鍼灸 接骨院	富士見市東みずほ 台二一〇一〇一 パールヴィラー A		平成二十六年九 月一日
迫畑 匡典		すずらん鍼灸 整骨院	東京都北区志茂二 一五七一		平成二十六年九 月一日
宮崎 京子		元気堂ほりふ ね整骨院	東京都北区堀船三 一三三〇		平成二十六年九 月一日
諸星 宙		さくら整骨院	所沢市東狭山ヶ丘 一七一一〇		平成二十六年七 月一日
梅田 兼豊		さくら鍼灸整 骨院	所沢市並木八 一六一一九		平成二十六年七 月一日
長谷川 誠治		とくまる整骨 院	板橋区徳丸一七 一〇二一 シールド 一F		平成二十六年八 月一日
出井 俊行		出井接骨院	羽生市東六一一六 一二五		平成二十六年九 月一日
松田 青		こだま大地整 骨院	本庄市児玉町吉田 林一二四一九		平成二十六年九 月十六日

坂本 里香	細谷 英治	高橋 衛	内田 幸佑	堀内 一男	酒井 哲男	原口 幸一郎	佐藤 裕司	関口 明	井上 光徳
ヴェルベンほ つと治療院	朝霞リハビリ 治療院	リカバリー	ふくわらいマ ッサージ	もみ処本舗 らくらく亭	さかい鍼灸整 骨院	はらぐち接骨 院	中村橋アース 整骨院	関口接骨院	さくら接骨院
飯能市南町三一三	朝霞市溝沼七六〇 朝霞溝沼医療セン ター二C	草加市氷川町二一 三七一八一〇二	西東京市田無町四 一ニ八一三 お んべビル三F	東京都足立区花畑 三一六一一	八潮市八潮八一二 二一六	熊谷市妻沼一四二 二一六 ウイズス テージセレーノ一 〇一	練馬区貫井一七 一ニ六 ウィステ リア 一〇一	深谷市岡一九五五 一	豊島区西巢鴨二一 二一六 ヴィラ あずさ一F
平成二十六年十 月一日	平成二十六年十 一月一日	平成二十六年十 月十日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年十 月一日	平成二十六年十 月一日	平成二十六年九 月二十二日	平成二十六年十 月二十日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年七 月十六日

熊谷 輝樹	田中 希穂	石羽澤 竹男	櫻井 学	市川 文乃	野田 憲枝
院 くまがい鍼灸	院 ハートフル鍼灸 マッサージ	院 ハートフル鍼灸 マッサージ			訪問マッサージ すこやか
二六一一 越谷市東越谷九一	本町東二一四 さいたま市中央区	本町東二一四 さいたま市中央区	二〇一六四 越谷市相模町七一	三〇一 ビクトリー ハイツアー〇三 所沢市東所沢一	八一一〇 入間市下藤沢四五
月一日 平成二十六年十	月一日 平成二十六年九	月一日 平成二十六年七	一月一日 平成二十六年十	月二十四日 平成二十六年九	月六日 平成二十六年十

告示

埼玉県告示第千四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
さくら薬局 春日部藤塚店	名称	鈴木薬局 春日部店	さくら薬局 春日部藤塚店
みらい薬局	名称	ほほえみ薬局	みらい薬局

告 示

埼玉県告示第千四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	所 在	廃 止 年 月 日
あさひ診療所	秩父市本町一―一二 F	平成二十六年八月三十 一日
井口小児科クリニック	草加市松原五―一―七	平成二十六年八月三十 一日
わたなべクリニックス	白岡市新白岡三―四― ルネ・ガーデン店舗一 階	平成二十六年九月三十 日
所沢くすのき台クリニ ックス	所沢市くすのき台三― 四―二	平成二十六年九月三十 日
医療法人 うぶごえ会 熊谷中山産婦人科クリ ニックス	熊谷市戸出一〇四七 五	平成二十年四月四日
ふじさわ歯科クリニッ ク	川口市幸町二―一―七― ―パークホームズ川 口幸町センターステー ジ―〇五	平成二十五年十月三十 一日

	デンタルクリニック デュオ中爪	比企郡小川町大字中爪 九五―三一	平成二十六年九月三十 日
	きむら歯科クリニック	春日部市藤塚一〇五三 ―五	平成二十六年八月三十 一日
	こみね歯科医院	三郷市早稲田八―一五 ―一	平成十三年三月三十一 日
	パークタウン歯科	所沢市並木三―一―七 ―〇―	平成二十六年八月三十 一日
	かみむら歯科医院	越谷市相模町二―二三 六四	平成二十六年八月三十 一日
	長寿薬局	熊谷市上之一九九― ―	平成二十六年七月三十 一日
	あひる薬局	草加市草加二―二十一 九―F	平成二十六年九月三十 日
	いちご薬局	川口市並木三―三―二 四 酒井第一ビルB―	平成二十六年八月 三十一日
	わかば薬局 春日 部店	春日部市中央一―四九 ―五 センターヒルズ 春日部一F	平成二十六年九月二十 八日
	そら薬局	桶川市若宮二―二九	平成二十六年九月一九 日
秋山薬局 支店	坂戸市八幡二―九―一 九	平成二十六年八月 三十一日	

出井 俊行	及川 智之	氏 名	住 所
出井接骨院	一休堂整骨院	名 称	施 術 所
羽生市南一十一 一二十	和光市西大和団地 一七一六	所 在 地	廢 止 年 月 日
平成二十六年九月 一日	平成二十六年四月 三十日		

二 指定施術機関

橋薬局	JUSTドラック南栗	のぞみ薬局 大野原店	秋山薬局 日の出町店	秋山薬局 駅前店
一 一	久喜市南栗橋四一四	三 秩父市大野原四二九一	一 坂戸市日の出町一五一 伊藤ビル一F	八 坂戸市日の出町一四一
日	平成二十六年九月三十	三十一日 平成二十六年八月	三十一日 平成二十六年八月	三十一日 平成二十六年八月

告 示

埼玉県告示第千四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
山中歯科医院	久喜市栗橋北一五七	平成二十六年八月 十一日

告 示

埼玉県告示第千四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
永弘クリニツク訪問リハビリテーション	新座市東北二一八一九	楠山 弘之	訪問リハビリテーション	平成二十六年七月一日
特別養護老人ホームさくら苑	北本市深井五一	社会福祉法人 徳慈会	介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護	平成二十六年八月一日
医療法人 井川 上整形外科	井川口市並木二一七一一	医療法人 井川 上整形外科	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	平成二十六年七月一日
居宅介護支援事業所 アスター	狭山市大字堀兼	株式会社 アステリズム	居宅介護支援	平成二十六年九月一日
訪問介護事業所 風の街	鴻巣市吹上富士見一八九一八一粒	社会福祉法人 社会福祉法人 一粒	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十六年九月一日
きらめきリハビリデイサービス 鶴ヶ島	鶴ヶ島市上広谷	株式会社 メディウエルズ	通所介護 介護予防通所介護	平成二十六年七月一日
だんらんの家 八潮	八潮市八潮七三一一六	リビングポータル株式会社	通所介護	平成二十六年九月一日
和光市北第二地域包括支援センター	和光市下新倉五〇一七〇	株式会社 日本文学研究所	介護予防支援	平成二十六年七月一日
かわぐち翔裕館	川口市戸塚南二一八一	株式会社 東サンガ	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成二十六年九月一日

越谷店	たから薬局 越谷市平方一七 株式会社トラ ストファーマ シー	〇五一五	潮新葛西橋店	ローソクオ 八潮市大字古新 クオール株式 会社	八田四六九一	メント越谷	きらめきリハ ふじみ野市鶴ケ 株式会社 メ 通所介護	〇 タンケン ピたま南	ルニ〇二	やさしい手春 春日部市新 宿新株式会社 や 居宅介護 支援	日部居宅介護 田三三三一 四さしい手 さい	支援事業所	やさしい手春 春日部市新 宿新株式会社 や 訪問介護	日部訪問介護 田三三三一 四さしい手 さい	事業所	〇 タンケン ピたま南	ルニ〇二	六	倉一〇七一 四ル株式 会社	通所介護	介護予防 通所介護	平成二十六年 七月一日
郷谷中店	ローソクオ 三郷市谷中三 七クオール 株式会社	三五	ローソクオ 八潮市大字 古新クオール 株式会社	八田四六九一	居宅介護 支援	平成二十六年 七月一日	ピスふじみ野 一〇一	岡二一三一 九デイウエル ズ	介護予防 通所介護	平成二十六年 七月一日	〇 タンケン ピたま南	ルニ〇二	やさしい手春 春日部市新 宿新株式会社 や 訪問介護	日部訪問介護 田三三三一 四さしい手 さい	事業所	〇 タンケン ピたま南	ルニ〇二	六	倉一〇七一 四ル株式 会社	通所介護	介護予防 通所介護	平成二十六年 七月一日
越谷店	たから薬局 越谷市平方一 七株式会社 トラストファ ーマシー	〇五一五	潮新葛西橋店	ローソクオ 八潮市大字 古新クオール 株式会社	八田四六九一	メント越谷	きらめきリハ ふじみ野市鶴 ケ株式会社 メ通所介護	〇 タンケン ピたま南	ルニ〇二	やさしい手春 春日部市新 宿新株式会社 や 居宅介護 支援	日部居宅介護 田三三三一 四さしい手 さい	支援事業所	やさしい手春 春日部市新 宿新株式会社 や 訪問介護	日部訪問介護 田三三三一 四さしい手 さい	事業所	〇 タンケン ピたま南	ルニ〇二	六	倉一〇七一 四ル株式 会社	通所介護	介護予防 通所介護	平成二十六年 七月一日

たから薬局 入曾店	狭山市水野八二	株式会社トラ ストファーマ シー	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年七 月一日
西川口薬局	川口市並木二一	株式会社トラ ストファーマ シー	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年七 月一日
鈴木薬局	越谷市千間台西 一六七 トス カ四 F	株式会社 スীগルー プ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十 一月一日
上尾クローバ 薬局	上尾市菅谷二六	株式会社 スীগルー プ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十 一月一日
越谷クローバ 薬局	越谷市七左町一 一三〇七三	株式会社 スীগルー プ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十 一月一日
クローバ薬局	越谷市袋山二〇 四七二	株式会社 スীগルー プ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十 一月一日
株式会社 ABC A B C 薬局	新座市道場一	株式会社 A B C A	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十 月一日
はなまる薬局 飯能店	飯能市栄町八一	株式会社 さひ調剤 あ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年九 月一日

やまさき内科 クリニック	所沢市小手指町 一―一―四― 三F	山崎 哲郎	居宅療養管理指導	平成二十六年九 月一日
在宅療養支援 診療所 なご み診療所	白岡市野牛一三 二八―二―三〇 二	西谷 弘美	居宅療養管理指導	平成二十六年十 月二日
ふくしのまち 久喜	久喜市本町三― 八一三三	株式会社福祉 の街	訪問入浴介護 介護予防訪問入 浴 介護	平成二十六年七 月一日
医療法人社団 マハ口会 みむら歯科矯 正歯科クリニ ック	越谷市相模町三 一―二四六一― マハ口会	医療法人社団 マハ口会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十 月一日

告 示

埼玉県告示第千四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事	変更前	変更後	サービスの種類
訪問介護事業所 桑の実中央ヘル パーステーショ ン	所在地	所沢市喜多町一 九 スカイパ ーク喜多一〇三 号	所沢市小手指町 四一八	介護予防訪問介護 訪問介護
デイサービスセ ンター ガイア	所在地	本庄市児玉町児 玉一四二三一	児玉郡神川町八 日市六四七	通所介護
デイサービスア スター	名称	宅老所デイサー ビス ひぐらし	デイサービスア スター	介護予防通所介護 通所介護
のぞみ大野原薬 局	名称	のぞみ薬局 大 野原店	のぞみ大野原薬 局	介護予防居宅療養管 理指導 居宅療養管理指導
ケアプラン 吉 田	所在地	秩父市大野原四 二九一三	秩父市大野原三 一一一	介護予防居宅療養管 理指導
オアシス24熊 谷	名称	介護24熊谷	オアシス24熊 谷	介護予防訪問介護 訪問介護
あいプランチ	所在地	草加市青柳五 四四二〇	草加市八幡町九 六一センター ヴィレッチ二〇 二	居宅介護支援
訪問看護ステ ーション デュ ン越谷	所在地	越谷市南越谷一 五三三八	越谷市越ヶ谷一 柳沼ビル二〇二 号	介護予防訪問看護 訪問看護

告 示

埼玉県告示第千四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
さいたま往診クリニック リニック	富士見市鶴瀬東一六 一鶴瀬SSビル一階B	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年八月 三十一日
きむら歯科クリニッ ック	春日部市藤塚一〇五三 五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年八月 三十一日
デンタルクリニッ ック デュオ五番地三 中爪	比企郡小川町大字中爪九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年九月 三十日
秋山薬局支店	坂戸市八幡二一九一 九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年八月 三十一日
秋山薬局駅前店	坂戸市日の出町一四一 八 フラワービル一〇一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年八月 三十一日

告示

埼玉県告示第千四百二十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十六年十月二十四日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

年末一時金の獲得等の件

三 日時

平成二十六年十一月四日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	保土田 毅	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	保土田 毅	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

部 埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合行田支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合かすか へ支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ や支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ い支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合川口支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま 支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診 療所支部
保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	所 かすかべ診療	所 おおみや診療	所 浦和民主診療	所 さいわい診療	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま	所 生協歯科診療
一 埼玉県秩父市阿保町一十	埼玉県行田市本丸十八三	五十四 埼玉県熊谷市上之三千八百	十二 埼玉県春日部市谷原二四	千百十二 埼玉県さいたま市西区指扇	浦和五十七 埼玉県さいたま市浦和区北	二十 埼玉県川口市中青木四一	六 埼玉県川口市仲町一三十	四十七 埼玉県川口市木曾呂千三百	十七 埼玉県川口市木曾呂千三百

合	東松山病院労働組	合			合	部	科	め	療	支	支
		共立医療会労働組			南埼玉病院労働組	埼玉県民主医療機 関労働組合大井支 部	埼玉県民主医療機 関労働組合朝霞歯 科支部	埼玉県民主医療機 関労働組合さんと め支部	埼玉県民主医療機 関労働組合所沢診 療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合西協同 支部	
	和田 一己	秋山 米子			成田 一樹	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
	東松山病院	さくらおとな こども診療所	吹上共立診療 所	北本共立診療 所	南埼玉病院	大井協同診療 所	あさか虹の歯 科	介護老人保健 施設さんとも	所沢診療所	院	埼玉西協同病 院
	千百六十二	二十七百二	一十九	八	二	一十五	四二	七	十三二十四	十五	十五
	埼玉県東松山市大字大谷四	埼玉県北本市北本団地一	埼玉県鴻巣市吹上富士見三	埼玉県北本市中丸五六	埼玉県越谷市増森二百五十	埼玉県ふじみ野市ふじみ野	埼玉県朝霞市浜崎七百二十	埼玉県所沢市中富千六百十	埼玉県所沢市宮本町二二	十五	埼玉県所沢市中富千八百六

告示

埼玉県告示第千四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里幹線土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	清水雅之	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二十九番地十二
同	吉田信解	同 本庄市本庄二丁目四番八号
同	関根孝道	同 児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四
同	小暮勝三郎	同 本庄市牧西三百七十九番地
同	戸塚毅	同 都島八百八十八番地
同	五十嵐恒雄	同 山王堂二百十二番地二
同	五十嵐修	同 久々宇二百六十番地三
同	武藤照夫	同 宮戸四百五十五番地
同	新井弘	同 児玉町上真下三百八十三番地一
同	松本五郎	同 児玉郡神川町大字八日市二百二十六番地三十
同	町田恒彦	同 同 新里千八百五十一番地
同	福田重之	同 上里町大字忍保千六百三番地
同	根岸正己	同 同 神保原町二千十一番地
同	間々田幸雄	同 同 金久保千五百九十一番地一
同	荒井干城	同 同 勅使河原九十八番地
同	松本勝房	同 同 藤木戸五百五十五番地
同	橋本倉平	同 同 大御堂二百六十四番地一
同	小沼満明	同 同 七本木二百三十五番地
同	小林忠男	同 同 堤五百三十二番地一
同	櫻井彪	同 同 三町九百八十五番地二
監事	黒澤利夫	同 同 嘉美三百六十五番地一
同	高柳義信	同 同 神川町大字植竹千二百七十番地二
同	岡芹博	同 同 本庄市今井七百番地

二 退任

職名 氏名 住所

理事	清水雅之	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二十九番地十二
同	吉田信解	同 本庄市本庄二丁目四番八号
同	関根孝道	同 児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四
同	青木昇	同 本庄市杉山二十五番地
同	小暮勝三郎	同 牧西三百七十九番地
同	坂上一郎	同 田中二百五十六番地
同	五十嵐貞良	同 久々宇二百八十番地一
同	吉田良一	同 堀田千四十五番地二
同	新井弘	同 児玉町上真下三百八十三番地一
同	松本五郎	同 児玉郡神川町大字八日市二百二十六番地三十
同	主山義雄	同 同 新里千八百十二番地
同	門倉新吉	同 上里町大字八町河原二千四百四十六番地
同	根岸正己	同 同 神保原町二千十一番地
同	間々田幸雄	同 同 金久保千五百九十一番地一
同	荒井干城	同 同 勅使河原九十八番地
同	松本勝房	同 同 藤木戸五百五十五番地
同	石関光司	同 同 大御堂百三十一番地
同	小林忠男	同 同 堤五百三十二番地一
同	櫻井彪	同 同 三町九百八十五番地二
監事	小林行雄	同 同 嘉美四百三十八番地
同	高柳義信	同 同 神川町大字植竹千二百七十番地二
同	岡芹博	同 同 本庄市今井七百番地

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業島中領地区（特定農業用管水路等特別対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十六年十月三十一日から

平成二十六年十二月二日まで

二 縦覧場所

久喜市栗橋総合支所

幸手市役所

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十六年十月三十日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

有限会社北辰興業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県和光市白子四丁目五番十五号

ハ 代表者の氏名

砂原 満章

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般 二十六）第五九二三五号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

ロ 停止を命ずる期間

平成二十六年十一月十三日から同月十五日までの三日間

四 処分の原因となった事実

有限会社北辰興業の代表取締役は、平成二十五年六月二十四日に東京簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により略式命令を受け、平成二十五年七月十一日に罰金刑が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十六年十月三十日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番

号

イ 商号

株式会社サン工業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県行田市大字南河原六七〇番地二

ハ 代表者の氏名

小林 三郎

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般 二十三）第三五七八三号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

ロ 停止を命ずる期間

平成二十六年十一月十三日から同月十五日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社サン工業及び代表取締役は、平成二十四年十二月十九日に熊谷簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により略式命令を受け、罰金刑が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

告示

埼玉県告示第千四百四十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めため、告示する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇二三 一四 三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮七百十九番地一 外七十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千九百三十一立方メートル

告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年10月1日

4 落札者の住所及び氏名

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

99,733,680円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年8月22日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

富岡入間線	路線名
入間市大字仏子字上野八三七番一 地先から同市大字仏子字上野八八六 番三地先まで	供用開始の区間
平成二十六年十月三十一日	供用開始の期日
平成二十四年一月二十日付け埼玉県 飯能県土整備事務所長告示第一号で 告示した道路予定区域の一部供用開 始である。 延長一〇〇・四〇メートル	備考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

一 道路の種類 一般国道

二 道路線名 四百六十二号

三 道路の区域

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十六年六月二十三日

指令川建セ第二六〇〇二三〇号

二 検査済証番号

平成二十六年十月二十八日

川建セ第二六〇一〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字塩沢二千六百七十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形二千六百八十番地

杉山 翔太 杉山 弘美

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野良明

認定番号	第三号
認定年月日	平成二十六年十月二十一日
対象区域	埼玉県入里郡寄居町大字ニヶ山字向田二百六十八番 一外百六十五筆
公告に係る対象区域等 を縦覧に供 する場所	埼玉県熊谷建築安全センター内

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

<p>第 号</p>	<p>指定番号</p>
<p>建築基準法 第四十一条 第一項第四号</p>	<p>指定に係る 道路の種類</p>
<p>平成二十六年 十月二十七日</p>	<p>指定の年月日</p>
<p>埼玉県八潮市大字土呂新田字西通百九十五一 から 埼玉県八潮市大字土呂新田字東通千百二十八 まで</p>	<p>指定に係る道路の位置</p>
<p>一百二十三・〇</p>	<p>指定に係る 道路の延長 (単位メートル)</p>
<p>九・〇〇</p>	<p>指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)</p>

告 示

埼玉県教委告示第三十号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を次のとおり設定し、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十五年埼玉県教委告示第四十一号（埼玉県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示）は、平成二十六年十月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

名 称	地 域
第一採択地区	さいたま市
第二採択地区	川口市
第三採択地区	草加市
第四採択地区	蕨市、戸田市
第五採択地区	朝霞市、和光市
第六採択地区	志木市、新座市
第七採択地区	鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町
第八採択地区	上尾市
第九採択地区	川越市
第十採択地区	富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町
第十一採択地区	所沢市
第十二採択地区	飯能市、狭山市、入間市、日高市
第十三採択地区	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
第十四採択地区	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
第十五採択地区	本庄市、美里町、神川町、上里町
第十六採択地区	熊谷市
第十七採択地区	深谷市、寄居町

第二十三採択地区	八潮市、三郷市、吉川市
第二十二採択地区	越谷市
第二十一採択地区	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町
第二十採択地区	春日部市、杉戸町、松伏町
第十九採択地区	羽生市、加須市
第十八採択地区	行田市

告示

埼玉県選管告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人優美会 特別養護老人ホームとだ優和の杜 （従来型）	埼玉県戸田市新曾南四丁目二番三十五号
老人ホーム	社会福祉法人優美会 特別養護老人ホームとだ優和の杜 （ユニット型）	埼玉県戸田市新曾南四丁目二番三十五号
老人ホーム	社会福祉法人優美会 ケアハウスとだ優和の杜	埼玉県戸田市新曾南四丁目二番三十五号
老人ホーム	社会福祉法人かがやき 特別養護老人ホームそら	埼玉県春日部市不動院野六百四十七番地

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十六年九月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社協同商事コエドブルワリー 三芳工場 埼玉県入間郡三芳町	同左	食品製造副産物飼料	ビールかすサイレージ	26.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
有限会社アグリ・クレイン 埼玉県深谷市	同左	食品残渣等利用飼料	前期用食品残渣乾燥飼料	26.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	食品残渣等利用飼料	後期用食品残渣乾燥飼料	26.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
兼松新東亜食品株式会社 岩槻工場 埼玉県さいたま市	同左	混合飼料	ラクトショット 乳酸菌発酵濃縮物質	26.9	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要												違反の内容	
				粗たん 白 質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプシン 消化率 %	TDN %	M E kcal/kg	その他 の検査		
株式会社協同商事コ エドブルワリー 三 芳工場 埼玉県入間郡三芳町	H26.9.10 株式会社協同商 事コエドブルワ リー 三芳工場 埼玉県入間郡三 芳町	ビールかすサイレ ージ	26.9														
				7.8	2.5	0.03	0.13	4.6	1.0								-
有限会社アグリ・ク レイン 埼玉県深谷市	H26.9.16 有限会社アグ リ・クレイン 埼玉県深谷市	前期用食品残渣乾 燥飼料	26.9														
				14.3	10.0	0.09	0.22	0.4	2.5								-
同上	同上	後期用食品残渣乾 燥飼料	26.9														
				12.0	6.4	0.08	0.17	0.4	2.7								-
兼松新東亜食品株式 会社 岩槻工場 埼玉県さいたま市	H26.9.18 兼松新東亜食品 株式会社 埼玉県さいたま 市	ラクトショット 乳酸菌発酵濃縮物 質	26.9														
				2.5	-	0.04	0.06	-	2.3								-

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年十月三十一日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

平成26年9月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	松本初美	ツチ&トモ	2.17	4.20	2.76	32	345	12.36	7.5	30.24		
	川越市	肥え土	0.34	0.10	0.22	3	14	0.66	52.1	63.25		
	国分唯史	発酵牛ふん堆肥	0.92	2.52	0.29	20	191	1.96	10.5	65.89		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

正 誤

埼玉県告示第千四百十九号（平成二十六年十月二十八日第二千六百四十一号）中訂正

ページ 行

二 前から十～十六

誤

加須市道北千四百二十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道北千四百三十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道二百八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、加須市道北千三百六十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道百五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、加須市道北二千二百二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道百七号線との交点に至り

正

加須市道北二千百九十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、県道飯積向古河線との接点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、加須市道北二千百七十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道北二千百七十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、加須市道二百八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、加須市道北二千百五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道北二千百三十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、加須市道北二千百九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北のち北東に進み、加須市道百七号線との接点に至り